

地方交付税法及び特別会計に関する 法律の一部を改正する法律 (令和2年2月5日法律第1号)

森 稔 樹

1. 法律の趣旨

2020（令和2）年1月20日に召集された第201回国会における内閣提出法律案第1号であり、同月30日に参議院本会議において可決・成立し、2月5日に法律第1号として公布されたのが「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（以下、本法律）である。

本法律の趣旨は、同月28日の衆議院総務委員会における高市早苗総務大臣（当時）の説明によると、次のとおりである⁽¹⁾。

- ・ 2019（令和元）年度補正予算第1号（一般会計、特別会計および政府関係機関）が2020年1月30日に成立したことによって同年度分の地方交付税交付金が減少するが⁽²⁾、「当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するため」、その減少額と同額を一般

(1) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第1号（令和2年1月28日）」3頁。

(2) 2019年度において所得税、法人税および地方法人税の税収の減少が見込まれることにより、地方交付税交付金は7,349億4,300万円が減少する。但し、2019年度補正予算（第1号）における「地方交付税交付金」（歳出）の補正額は7,481億900万円とされる（内訳は「前年度剰余金受入見合」が985億2,800万円、「税収減に伴う一般会計の地方交付税交付金の減額の補填」が6,364億1,500万円、「地方法人税の税収減に伴う地方交付税減資の減額の補填」が131億6,600億円である）。

なお、本稿の注において2019年度補正予算（第1号および特第1号）の金額を100万円単位で記した箇所が混在している。これは、財務省主計局「令和元年度補正予算（第1号、特第1号及び機第1号）等の説明（第201回国会、未定稿、令和2年1月）」も併せて参照したことによる。そのため、本文中の金額と合わない箇所があることをお断りしておく。

会計から交付税特別会計に繰り入れる⁽³⁾。

- ・ この繰入額に相当する額を、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの各年度における地方交付税の総額から減額する。
- ・ 2019年度に発生した災害への対応のため、同年度分の地方交付税を950億円増額し、その全額を特別交付税とする⁽⁴⁾。
- ・ 「東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため」、2019年度分の震災復興特別交付税の額に504億1,960万8,000円を加算する⁽⁵⁾。

2. 法律案の提出から公布までの経緯

本法律の構成および内容を紹介する前に、本法律（案）の提出から公布までの経緯を簡単に示しておく。なお、国会における審査・審議に関する概観および検討については省略する。

| | |
|------------|---|
| 衆議院議案受理年月日 | 2020年1月20日 |
| 衆議院付託年月日 | 2020年1月27日（総務委員会） |
| 衆議院審査終了年月日 | 2020年1月28日（可決） |
| 衆議院審議終了年月日 | 2020年1月28日（可決。賛成会派：自由民主党・無所属の会／立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム／公明党／日本維新の会／希望の党。 反対会派：日本共産党） ⁽⁶⁾ |

(3) 2019年度特別会計（当初）予算における地方交付税交付金は16兆844億300万円とされたが、これに1,454億2,000万円が追加されることとなる。

なお、2019年度補正予算（特第1号）によると「交付税及び譲与税配付金特別会計」が一般会計から受け入れる追加額の合計は7,823億5,214万5,000円とされる〔内訳は「所得税、法人税、消費税及び地方法人税の減少見込額を計上することに伴う地方交付税交付金の減少額の一部を補填するための追加額」が6,495億8,100万円（これは、注(2)に示した「税収減に伴う一般会計の地方交付税交付金の減額の補填」と「地方法人税の税収減に伴う地方交付税減資の減額の補填」との合計の金額である）、「平成30年度の地方交付税交付金に相当する金額のうち未繰入額」が985億2,800万円、「子ども・子育て支援臨時交付金の不足見込額に充てるための追加額」が342億4,300万円である〕。

(4) この増額分は全て「交付税及び譲与税配付金特別会計」の借入金である。

(5) 「東日本大震災復興特別会計」からの受入額である。

(6) http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DCEBCA.htm

| | |
|----------------|---|
| 参議院予備審査議案受理年月日 | 2020年1月20日 |
| 参議院議案受理年月日 | 2020年1月28日 |
| 参議院付託年月日 | 2020年1月30日（総務委員会） |
| 参議院審査終了年月日 | 2020年1月30日（可決） |
| 参議院審議終了年月日 | 2020年1月30日〔可決。投票総数：243、賛成：228 （自由民主党・国民の声／立憲・国民・新緑風 会・社民／公明党／日本維新の会／沖縄の風／碧 水会／みんなの党／各派に属しない議員）、反 対：15（日本共産党／れいわ新撰組）〕 ⁽⁷⁾ |
| 公布年月日 | 2020年2月5日（法律第1号） |

3. 法律の構成および内容

本法律は本則2か条および附則から構成される。その多くは平成から令和への改元に伴う年号表記の変更であるが、以下、改正の内容を概観する（年号表記の変更については省略する）。

〔1〕 本法律第1条による地方交付税法の改正

(1) 地方交付税法附則第4条の改正

同条は2019年度分における「交付税の総額の特例」を定める。本法律により、次のように改正される。

- ① 柱書に定められる、震災復興特別交付税に充てる「3,249億9,897万8千円」を「3,754億1,858万6千円」に改める。504億1,960万8,000円の増額となる⁽⁸⁾。
- ② 第3号を第4号に改め、2019年度における借入金相当額の「31兆1,172億9,540万8千円」を「31兆2,122億9,540万8千円」に改める。950億円の増額となる。既に記したように、この増額分は全て特別交付税に充てられることとなる。
- ③ 新第3号を追加し、「令和元年度における交付税の総額を確保するため前2号に

(7) <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/vote/201/201-0130-v005.htm>

(8) 注(5)を参照。

掲げる額の合算額に加算する必要がある額」を6,495億8,082万円とする⁽⁹⁾。

(2) 地方交付税法附則第4条の2の改正

同条は2020年度以降の「各年度分の交付税の総額の特例等」を定める。第1項にある地方交付税法「第6条第2項の規定により算定した額に154億円を加算した額」を2020年度以降の地方交付税の総額とする点は改められておらず、第2項および第3項についても内容の変更はない。これに対し、第4項に定められる総額からの減額の内容は次のように改められる。

| 年度（改正前） | 年度（改正後） | 減額（改正前） | 減額（改正後） |
|----------------------|----------------------|---------------|--------------------|
| 2020年度および 2021年度 | 2020年度 | 2,354億8,440万円 | 2,354億8,440万円 |
| 2020年度および 2021年度 | 2021年度 | 2,354億8,440万円 | 3,004億4,248万2,000円 |
| 2022年度から 2026年度まで | 2022年度から 2026年度まで | 1,811億1,900万円 | 2,460億7,708万2,000円 |
| 2027年度から 2030年度まで | 2027年度から 2030年度まで | 983億8,250万円 | 1,633億4,058万2,000円 |

(3) 地方交付税法附則第11条の改正

同条は2019年度分の「普通交付税及び特別交付税の総額の特例」を定める。本法律により、次のように改正される。

- 改正前には、交付すべき普通地方税の総額から控除する金額を、返還金等の額および2019年度震災復興特別交付税額の合算額としていた。これを、返還金等の額、950億円および2019年度震災復興特別交付税額の合算額に改める。
- 2019年度震災復興特別交付税額の変更は地方交付税法附則第4条新第4号（改正前の第3号）に定められるとおりである。

〔2〕本法律第2条による特別会計に関する法律の一部改正

(1) 特別会計に関する法律附則第4条の改正

同条は「交付税特別会計における借入金の特例」として、各年度の借入金の算定について基礎となる金額から同条の表下欄に規定される金額（2025年度以降は1兆円）

(9) 注(3)を参照（但し、同法においては「6,495億8,100万円」と記した）。

を控除して得られた金額を上限として「予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる」と定める。改正を受けたのは各年度の借入金算定について基礎となる金額である。

| 年 度 | 改正前 | 改正後 |
|------------------|-----------------------|-----------------------|
| 2019年度 | 31兆1,702億9,540万8,000円 | 31兆2,122億9,540万8,000円 |
| 2020年度から2024年度まで | 31兆1,702億9,540万8,000円 | 31兆2,122億9,540万8,000円 |
| 2025年度から2051年度まで | 27兆6,172億9,540万8,000円 | 27兆7,122億9,540万8,000円 |

(2) 特別会計法附則第9条の改正

同条は「交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例」を定める。改正内容は次のとおりである。

- ① 第1項を改正し、2019年度における一般会計からの繰入金の額につき、特別会計法第24条により算定した額に加算する額を、「地方交付税法附則第4条第2号に掲げる額に172億円を加算した額」から「地方交付税法附則第4条第2号及び第3号に掲げる額に172億円を加算した額」に改める。また、この加算額から減額する額を「第6号に掲げる金額」から「第7号に掲げる金額」に改める。
- ② 特別会計法附則第9条第3項を改正し、新第3号を追加して旧第3号を新第4号に、旧第4号を新第5号に改める。その上で、2020年度から2030年度までの各年度における一般会計からの繰入額を改める。次のとおりである（なお、2031年度および2032年度について内容は改められていないが、参考のため記しておく）。

| 年 度 (改正前) | 年 度 (改正後) | 繰入金の額 (改正前) | 繰入金の額 (改正後) |
|---------------------|--------------|--|---|
| 2020年度および 2021年度 | 2020年度 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に2,533億円を加算して得られた額から2,354億8,440万円を減額した額 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に2,533億円を加算して得られた額から2,354億8,440万円を減額した額 |
| 2020年度および 2021年度 | 2021年度 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に2,092億円を加算して得られた額から2,354億8,440万円を減額した額 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に2,092億円を加算して得られた額から3,004億4,248万2,000円を減額した額 |
| 2022年度 | 2022年度 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に1,656億円を加算して得られた額から1,811億1,900万円を減額した額 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に1,656億円を加算して得られた額から2,460億7,708万2,000円を減額した額 |

| 年 度 (改正前) | 年 度 (改正後) | 繰入金の額 (改正前) | 繰入金の額 (改正後) |
|--------------|--------------|--|---|
| 2023年度 | 2023年度 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に1,217億円を加算して得られた額から1,811億1,900万円を減額した額 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に1,217億円を加算して得られた額から2,460億7,708万2,000円を減額した額 |
| 2024年度 | 2024年度 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に834億円を加算して得られた額から1,811億1,900万円を減額した額 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に834億円を加算して得られた額から2,460億7,708万2,000円を減額した額 |
| 2025年度 | 2025年度 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に775億円を加算して得られた額から1,811億1,900万円を減額した額 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に775億円を加算して得られた額から2,460億7,708万2,000円を減額した額 |
| 2026年度 | 2026年度 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に535億円を加算して得られた額から1,811億1,900万円を減額した額 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に535億円を加算して得られた額から2,460億7,708万2,000円を減額した額 |
| 2027年度 | 2027年度 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に134億円を加算して得られた額から983億8,250万円を減額した額 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に134億円を加算して得られた額から1,633億4,058万2,000円を減額した額 |
| 2028年度 | 2028年度 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に41億円を加算して得られた額から983億8,250万円を減額した額 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に41億円を加算して得られた額から1,633億4,058万2,000円を減額した額 |
| 2029年度 | 2029年度 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に14億円を加算して得られた額から983億8,250万円を減額した額 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に14億円を加算して得られた額から1,633億4,058万2,000円を減額した額 |
| 2030年度 | 2030年度 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に7億円を加算して得られた額から983億8,250万円を減額した額 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に7億円を加算して得られた額から1,633億4,058万2,000円を減額した額 |
| 2031年度 | 2031年度 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に3億円を加算して得られた額 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に3億円を加算して得られた額 |
| 2032年度 | 2032年度 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に3億円を加算して得られた額 | 特別会計法附則第9条第2項により算定した額に3億円を加算して得られた額 |

(もり としき 大東文化大学法学部教授)